

## 改正行政不服審査法の施行に伴う審議会への影響（変更点等）について

平成 28 年 3 月 29 日

## 1 名称等について

- (1) 審議会は、行政不服審査法（以下「行審法」という。以下同じ。）に基づく第三者機関の役割を併せ持つ附属機関とし、名称を「柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会」に変更した。
- (2) 条例等における「不服申立て」の用語を「審査請求」に改めた。

## 2 所掌事務について

情報公開条例又は個人情報保護条例に基づく処分以外の処分に係る市長に対する審査請求について、行審法第 43 条第 1 項の規定による諮問に応じて調査審議することを加えた。

## 3 組織等について

- (1) 新たな所掌事務（行審法第 43 条第 1 項の規定による諮問に係る調査審議）を担当する「合議体」を置くことができる。
- (2) 合議体は審議会が指名する委員 3 人をもって構成し、合議体委員の互選により審査長を定め、審査長は合議体の事務を掌理する。
- (3) 審議会は、その定めるところにより、合議体の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- (4) 合議体の会議は、在任委員全員の出席がなければ、開くことができない。

## 4 情報公開条例又は個人情報保護条例に基づく処分に対する審査請求に係る調査審議について

- (1) 調査審議の目的は、従前と同じ。処分庁等の決定が、各条例の規定に照らし、違法又は不当でないかを調査審議し、答申すること。
- (2) 諮問は、審査庁が弁明書（従来の「理由説明書」）の写しを添付して行う。
- (3) 審査庁（諮問する課等）と処分庁等（処分をした課等）は、別の課等が担当することとし、資料等の提出や意見陳述は処分庁等が対応する。  
※公正性の向上の観点から、従前の「諮問庁」を「審査庁」と「処分庁等」に分離した。
- (4) 口頭による意見陳述の申出の際に、審査請求人又は参加人から、特に求めがあったときは、全ての審査関係人（審査請求人、参加人又は処分庁等をいう。）を招集して行うことができる。この場合において、申出人は、審議会の承認を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して質問を発することができる。
- (5) 審議会に提出された書類等について、閲覧に加え、写し等の交付を求めることができる。交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料を納めなければならない。手数料の額は、A3 片面 1 枚につき、白黒 10 円、カラー 20 円とした。

5 行審法第43条第1項の規定による諮問に係る調査審議について

- (1) 調査審議の目的は、審理員の審理手続の適正性を含め、審査請求についての審査庁の判断の妥当性について調査審議すること。
- (2) 調査審議は、原則として合議体が行う。
- (3) 諮問は、審査庁が審理員意見書及び事件記録の写しを添えて行う。
- (4) 審議会（合議体）は、次に掲げることをすることができる。
  - ア 審査請求人、参加人又は審査庁（以下この項において「審査関係人」という。）に主張書面又は資料の提出を求めること。
  - イ 適当と認める者にその知っている事実を陳述又は鑑定を求めること。
  - ウ その他必要な調査をすること。
- (5) 審議会（合議体）は、審査関係人から申立てがあった場合は、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会（合議体）が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。
- (6) 審議会（合議体）は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、(4)の調査をさせ、又は(5)の意見陳述を聴かせることができる。
- (7) 審査関係人は、審議会に提出された主張書面又は資料の閲覧又は写し等の交付を求めることができる。交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料を納めなければならない。手数料の額は、A3片面1枚につき、白黒10円、カラー20円とした。

6 運営要領等の改正について

(1) 柏市情報公開・個人情報保護審議会運営要領の改正について

ア 理由

行審法の施行に伴う関係条例の改正又は制定及び柏市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則の改正に合わせ、改正する。

イ 手続

柏市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則第10条の規定により、会長が審議会に諮って定める。

(2) 不服申立てに係る諮問案件の処理手順の改正について

ア 理由

行審法の施行に伴う関係条例の改正又は制定、柏市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則の改正及び柏市情報公開・個人情報保護審議会運営要領の改正に合わせ、改正する。

イ 手続

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会運営要領第14条の規定により、会長が審議会に諮って定める。